

水道法の反対討論

(2018年7月5日、本会議)

冒頭、一言申し上げます。

昨日、文部科学省の官房長も務めた現役の局長が、受託収賄の容疑で逮捕されるという、「大事件」が起きました。事実とすれば、「行政の私物化」そのものであり、看過できません。

そして、この事件が如実に物語るのは、「行政の私物化」が、まさに安倍政権の体質そのものということであり、膿を出し切るどころか、膿がまた次から次へと出てきているという事実であります。大臣が謝って済む問題ではありません。

直ちに国会の場での説明も必要です。与党の諸君は逃げないで貰いたい。この件も含め、徹底的な集中審議の開催を、改めて強く求めます。

立憲民主党・市民クラブの武内則男です。

会派を代表して、ただいま議題となりました、水道法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。

まず初めに。この改正案は、「人口減少に伴う需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面する課題に対し、水道の基盤強化を図るため、所要の措置を講ずる」として、提出されたものです。

その大きな柱として、

- 1・国、都道府県、市町村の責務の明確化。
- 2・広域連携の推進。
- 3・適切な資産管理の推進。
5. 指定給水装置工事事業者制度の改善。

この4つの柱で法案が組み立てられたなら、国民のための、水道事業のあるべき姿に向けた、第一歩として評価できます。

しかしながら、立法過程において、なぜか4番目の柱として、運営権を売り飛ばすことができる条文が加わったことにより、本来の趣旨を、あるべき水道事業の姿を捻じ曲げてしまった法案であり、断じて認めることはできません。

過去に、PPP／PFI、コンセッション方式を導入したフランス、パリ市では、市民生活に大きな影響が出て、社会問題化する事態となり、2011年、再公営化されるという結果になっています。

同時に、今年になって、イギリスの会計検査院からPPP／PFIを問題視するレポートがだされています。

あの民営化大国イギリスでは、PPP／PFIの手法を25年間経験し、その結果PPP／PFIのスキームを痛烈に批判している公式なレポートです。

レポートでは、通常の公共入札よりPPP／PFIが40%も割高であるというエビデンスが提示され、今後もPPP／PFIが続くなら膨大な市民のお金が、企業のトップや株主に流れると批判・警笛を鳴らしています。

そして、水道に至っては、もはや規制も監督も機能していないことを明らかにしています。

こうした現実を直視せず、政権にとって都合の悪いことにはふたをして、市民・国民生活に大きな影響を及ぼしかねない現状からは目をそらし、命の水を売り飛ばす。ましてや外資に。到底容認できません。

今を生きる私たちは、阪神淡路大震災・中越地震・東日本大震災・熊本地震など、数々の自然災害を経験してきました。

そこに人がいれば、水を届けるという使命と責任を背負い、全国の自治体水道関係者は、現地に駆けつけ、1分1秒を争う「命の水」を届けて来ました。こうした経験の下に、災害時における連携協定が結ばれるなど、危機管理体制の整備が進行しています。

まさに、各地域、各自治体事業体および広域水道企業団の間で連携を図り、いわゆる「公公連携」を軸とした、ライフラインとしての命を守る取り組みが、本来求められている姿です。

水道は国民のみならず外国からの定住者や観光客、この国にいる全ての人々に関わる重要なインフラです。水道のこれからの在り方を議論し、持続可能な水道へと導いていく政治の責任は重大です。

電気やガスなどのインフラは「どう生きるか」の選択の問題としての観点がありますが、水の問題は「生きられるかどうか」の問題です。

だからこそ。水道事業のあるべき姿は、そもそもの法律改正の趣旨にあった純粋な「事業の基盤強化」です。

運営権などという海外で失敗しているものを立てつけるのではなく、何よりも人材育成、技術の継承という観点で事業推進を国がサポートすべきです。

市民の共有の財産としての「公共水道の強化」こそが、持続可能な水道のあるべき姿です。

戦後 70 年、水道法と地方公営企業法の下、命の水に公が責任を持ち、蛇口をひねれば水が出る。「安全・安心・安定供給」という社会的責任を果たしてきました。

その歴史に、命の水で「儲けよう」なんていう精神や概念は存在しませんでした。

T P P / P F I / I R。最後に水。ここに、ある特定の意図や狙いを持って、手を付け、国民生活を壊していこうというのが安倍政権です。

岩盤規制に、穴をあけるんだ。言っていることは立派でも、空いた

穴を覗けば、お友達ばかりじゃないですか。

多くの国民はそのことを見抜いています。これ以上安倍政権によって行政が捻じ曲げられることは許さない。そのことを申し上げ、反対討論といたします。